

A T M利用限度額変更のお知らせ

J Aバンク広島では、広島県警からの要請等を受け、特殊詐欺の被害を未然に防止するため、一部のお客さまについて、A T Mでの利用限度額を以下のとおり引き下げさせていただきます。

お客さまの大切な貯金を犯罪から守り、安心してお取引いただくための対応となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施日 **令和2年4月より**

2. 対象のお客さま

**広島県内のJ Aで口座をお持ちの70歳以上の方のうち、
A T M1日あたりの利用限度額の設定が50万円超のお客さま**

※I Cキャッシュカードをお持ちの方が対象となります。

3. 変更内容

**キャッシュカード・通帳による1日あたりのA T M取引
のご利用限度額を50万円に引き下げさせていただきます。**

※県内外J Aならびに提携金融機関、コンビニA T M、ゆうちょA T Mでのお引き出し額、お振替額、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、50万円となります。

- ・今後、年2回、2月末および8月末で70歳に達した方を対象として、それぞれ4月および10月に利用限度額の引き下げ登録を行います。
- ・磁気ストライプ型のキャッシュカードをお持ちのお客さまについては、ご利用限度額の変更はありません（現在も上限額は50万円です）。
- ・現在、『70歳以上かつ3年以上 窓口またはA T Mでお取引がない方を対象にご利用限度額を30万円に引き下げる』対応を実施していますが、それに加え、70歳以上のお客さま全員を対象として実施する取組みです。

※ **既にご利用限度額の変更を行われているお客さまは対象となりません。**

※ **引き続き、50万円を超えるお取引を希望される場合は、口座をお持ちのJ A窓口にご相談ください。**

J A安芸

お問い合わせは、当J Aの窓口までご連絡ください。